

皆様お疲れ様でございます。

本定例会議もどうぞよろしく願いいたします。

説明に先立ちまして、台風や大雨による「災害」につきまして、一言申し上げます。

一昨日 18 日に、非常に強い勢力を保ったまま鹿児島県に上陸いたしました台風第 14 号は、激しい風雨により、九州地方を中心に大規模な停電を発生させたほか、浸水被害や土砂災害などをもたらしています。

また、先月 3 日からの大雨では、東北地方や北陸地方を中心に、本県でも県北部において、猛烈な雨による被害が発生しております。

まずは、これらの災害により亡くなられた方々とその御遺族に対しまして、心より哀悼の意をささげますとともに、負傷された方々や被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。

台風第 14 号につきましては、本県でも、昨日 19 日に災害警戒本部を設置し、市町や各部署との連携のもと、今回の台風の襲来に備えてきたところで御座います。台風一過の現在、本県では大きな被害は報告されていませんが、判明いたしました被害箇所に対しましては、早急な復旧など、必要な対策をしっかりと講じてまいる所存です。

また、先月の大雨につきましては、高時川が氾濫しましたほか、半壊を含む 27 棟の家屋の床上・床下浸水、土砂崩れなどによる道路被害、河川の護岸欠損、琵琶湖岸への流木堆積、農地への土砂流入や農作物の冠水被害等が発生し、県民の生活に大きな影響が及ぶこととなりました。

現在、被災箇所の応急対策を進めており、今後、本格的な復旧に向けた取組と併せて、被災された方々への生活再建支援を担う長浜市を支援するため、本定例会議で関連する補正予算案を提出させていただいたところです。

こうした災害から県民の皆様の生命と財産を守るため、地域の特性に応じた水害に強い地域づくりを目指し、ハードとソフトの対策が一体となった「しがの流域治水」などを更に進めてまいりたいと存じます。

また、引き続き、台風の襲来など風水害が想定されることから、市町や関係機関との連携を緊密にいたしまして、気を引き締めて対応してまいります。

それでは、9月定例会議の開会に当たりまして、提出いたしました諸案件の概要を御説明申し上げますとともに、当面する諸課題につきまして所信を述べさせていただきます。

まず、「新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

本県の新規陽性者数につきましては、8月19日に過去最多の3,281人を記録いたしましたが、最近は減少傾向にあり、千人前後で推移している状況です。確保病床の占有率につきましては、現在、50%を下回っており、一定、落ち着きが確認できる状況になりつつあります。

先月25日には、国から、感染症に基づく医師の届出、いわゆる発生届について、重症化リスクのある方に限定することを可能とする方針が示されました。

しかしながら、本県におきましては、発生届の対象外となる方々の症状が悪化した場合などに、こうした方々への支援に影響が見込まれますため、当面の間、全数届出を継続することとしたところです。

一方で、医療機関の負担を軽減する必要がありますことから「検査キット配布・陽性者登録センター」を9月1日から運用を開始いたし、現在のところ1日500名程度の申込みをいただいております。

そうしたなかで、9月26日からは全国一律で全数届出を見直すという国の新たな方針が示されましたことから、本県におきましても、その方針に沿うこととしたところであり、発生届の対象外となる方々に対しましては、必要な支援が提供できるよう取り組んでまいります。

また、ワクチン接種につきましては、オミクロン株に対応したワクチンの接種開始が決定されましたことから、市町の接種体制を確保するとともに、10月からの接種のピークに対応するため、県の大規模接種会場の再設置などに取り組んでまいります。

県民の皆様には、改めて基本的な感染対策の徹底にご協力をお願いするとともに、観光需要の喚起など経済活性化につきましてもしっかりと対応することにより、感染対策と社会経済文化活動の両立を図ってまいります。

次に、(仮称)滋賀県立高等専門学校の設置場所について申し上げます。

昨年11月定例会議において、県立高専の設置を表明させていただき、以来、経済界や各市町から多くの熱い期待のお声をいただいております。

この県立高専は、「すべての人と地球を支え続ける技術を磨く学校」として、ものづくり企業や特色ある教育機関の集積、豊かな自然といった滋賀ならではの環境のもと、情報技術をベースに機械・電気・建設などの工学系の学びを掛け合わせた新たな学びを提供するとともに、幅広い教養科目等に基づく対話力や人間力の育成などにより、その人の性質や能力をあらゆる面で育成する「全人格的陶冶」を行う教育機関として、様々な分野で活躍する人材の育成を目指しております。

今般、県立高専の設置予定場所について、外部有識者のご意見も伺いながら、県内の9市から御提案いただいた内容を慎重に審査いたしました。いずれも大変すばらしい御提案でしたが、その中から野洲市市三宅を選定する

という結論に至りました。

この土地は、昭和 54 年の野洲川放水路の完成により廃川となった旧野洲川跡地で、県有地と国有地、合計約 15 万平方メートルの広さがあり、周辺のものづくり企業の集積、河川や森林といった自然環境など、教育環境や実証フィールドとしての魅力と可能性にあふれています。

また、県内外からの交通アクセスの利便性とも相まって、これからの滋賀を支える子どもたちに新たな学びの選択肢が加わり、技術者同士あるいは将来技術者を目指す人々との新たな交流が生まれることも期待されます。

今後は、令和の時代にふさわしい滋賀らしい高等専門学校として、この魅力ある場所を最大限に活かした教育内容や施設整備について引き続き検討を進めてまいります。それと同時に、今回選に漏れた御提案につきましても真摯に受け止め、各市の御意向も伺いながら、高専設置が滋賀県全体の活性化の契機となりますよう、産業界や地域との連携を進めるとともに、庁内に早急にチームを立ち上げ、県内各地をフィールドとする学びや御提案場所の有効活用等を共に検討してまいりたいと考えております。

次に、令和 5 年度当初予算編成について申し上げます。

今月 29 日は、明治 5 年に滋賀県が現在の県域となってから、150 年という大きな節目を迎え、現在、これまでの滋賀の歴史を学び、先人の努力を振り返る新たな県史編さんに取り組んでいるところであります。

来年度は、県政 151 年目として「良き祖先」となるべく確かな第一歩を踏み出せるよう、令和 5 年度当初予算は、4 つの方向性をもって編成してまいりたいと考えております。

方向性の 1 つ目は、「健康しが」実現のため、社会の変化や課題に適切に

対応する施策構築です。

新型コロナウイルス感染症の拡大や、ロシアのウクライナ侵攻、気候変動問題など、目まぐるしく変化する世界情勢の中で、社会構造は大きく変化しつつあります。

コロナ禍により、つながりの希薄化、メンタルヘルスや出生数の減少などの問題が顕在化し、とりわけ子ども・若者世代は、貴重な学びや体験の機会が損なわれるなどにより、孤独や生きづらさを感じています。

また、原油価格・物価高騰や急激に進む円安は、既にコロナ禍で経済的に厳しい環境に置かれた県民や事業者等を更に困難な状況に追い込んでいます。

一方で、デジタル化の進展や、未来志向の経営革新などの前向きな変化が生まれるとともに、滋賀の強みである自然や歴史文化、人と人とのつながり、利他のこころ、「三方よし」の理念など、お金やモノ以外の「新しい豊かさ」の重要性が再認識されてきているところです。

こうした状況を踏まえ、基本構想で掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」の実現のため、コロナ禍で再認識した滋賀の強みを手掛かりに、「新しい豊かさ」を追求するとともに、一人ひとりの不安や孤独、生きづらさに寄り添い、子どもたちが将来にわたって幸せと誇りを感じられる「健康しが」を目指すことといたします。

そのため、政策の方向として、1つは『子ども・子ども・子ども』、2つに『ひとづくり』、3つ目に『こころとからだの健康づくり』、4つ目に『安全・安心の滋賀づくり』、そして5つ目に『グリーン・デジタルによる経済・社会づくり ～コロナからの反転攻勢～』の5つの柱を中心に施策を構築してまいります。

この中でも、『子ども・子ども・子ども』は特に重視する柱として、長引くコロナ禍など困難な状況にあっても、子どもたちの健やかな育ちや学びの環境が損なわれることのないよう、子ども施策の強化を図ります。

子どものために、子どもとともに創る県政を目指して、あらゆる政策の起点に子どもを置いて、子どもの声や思いを尊重し、子どもの笑顔を増やし、夢を膨らませられるよう取組を進めてまいります。

また、5つの柱を踏まえつつ、「北部振興」に取り組んでまいります。

県北部地域は、美しい風景や豊かな自然環境、歴史・文化など様々な魅力を有し、地理的にも2024年開業予定の北陸新幹線敦賀駅に近いなど、高い可能性を有している地域であります。

一方で、本県において過疎地域を最も多く抱え、人口減少や高齢化に伴う課題が顕著に表れている地域でありますことから、モデル的に北部地域の振興に取り組むこととし、県全域に波及する効果を生み出してまいりたいと考えています。

この他、新たな取組として、公募による部局を超えた多様な職員の経験や知見、アイデア等を生かした施策立案も試行してまいりたいと存じます。

次に、方向性の2つ目は、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等への対応です。

コロナにつきましては、国においては、感染拡大防止と社会経済文化活動のバランスをとりながら全数届出や行動制限の見直し等が進められており、コロナとの付き合い方はウィズコロナ、共存ともいえる段階に入ったと考えております。こうしたことを踏まえまして、来年度の当初予算におきましては、感染症対策と両立する社会経済文化活動を前提に、事業の重点化を進

めてまいります。

また、物価高騰に対しましては、原材料価格や電気料金など様々なコストが増加していますが、こうしたコストの増加に対しては、社会・経済情勢や各分野の価格転嫁の状況、国の動向等を見極めながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

方向性の3つ目は、財政健全化の推進です。

本年8月に試算いたしました財政収支見通しでは、次期行政経営方針期間中である令和5年度から令和8年度までの4年間の財源不足額を累計で641億円と見込んだところで御座います。

こうした状況に対応するため、同期間中における収支改善は喫緊の課題であり、来年度の当初予算編成に当たりましては、特に、例年決算において多額の歳出不用が発生していることを踏まえ、限られた財源を効果的かつ効率的に活用するという観点から、不用額の縮減に向けて取組を進めてまいります。

加えまして、中長期的な観点から公債費の増加を見据えて、公債費の適正管理にも取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、方向性の4つ目は、業務見直しの推進です。

社会構造が変化する中で、県民の皆様の御要望や御期待に応えるためには、柔軟な発想で、新たな仕事にチャレンジすると同時に、限られた人員や財源の中で、新たな仕事に対応していくためには、現在の業務について見直しを進めていくことが必要であります。

このため、取り組むべき業務を見極め、継続する業務については、デジタ

ル技術も積極的に活用し、効率化を図るなど、廃止も含めて大胆に業務を見直すことに挑戦してまいりたいと考えています。

私たちを取り巻く環境は、コロナや物価高騰など引き続き厳しい局面が続きますが、これまでの業務を見直し、新しいことにチャレンジする好機と捉え、来年度の予算を編成してまいりたいと考えております。

最後に、アメリカ・シカゴへの訪問について御報告申し上げます。

今月 10 日から 13 日までアメリカ・シカゴを訪問させていただき、コロナ禍での中断を経て、3 年ぶりに開催されました日本・米国中西部会の日米合同会議に出席してまいりました。

日米合同会議におきましては、アメリカ企業や日系企業に対しまして、滋賀県に根付く「三方よし」の精神が目指す社会は、現在、SDGs として世界が目標としている社会と同じであるとし、「三方よし」の精神を多くの方々に知っていただくことにより、世界の平和と持続的発展につなげることができる、との提案・発信をしてきたところであります。

また、シカゴ滞在中に、アメリカ企業と個別に面談を行い、本県への投資について強くアピールさせていただく中で、滋賀の有するポテンシャルを御理解いただき、高い関心を持って受け止めていただいたと感じております。

さらに、インバウンドの本格的再開を見据え、滋賀の魅力を示しながらアメリカからの旅行者のニーズを確かめるとともに、多くの方々がご来県いただけるよう、自然豊かな滋賀県で心のリズムを整えていただくシガリズムのプロモーションを私自らが行いました。引き続きびわこビジターズビューロー等と連携しながら、本県への誘客に向けて取り組んでまいりたいと考えております。



加えまして、ミシガン州のグレッチェン・ウイトマー知事と対面による初めての会談を実施いたしました。これまで50年以上の長きにわたって培ってきた交流の重要性を改めて共有したところであり、今後は特に若者の交流を充実させることを目指し、戦略的に絆を強めていくことを合意いたしました。

ウイトマー知事には、来年はぜひ滋賀へお越しいただくよう御提案してきたところであり、両知事の強いリーダーシップで持続的な交流へと深化させ、両県州の発展につなげてまいりたいと考えております。

それでは、提出いたしました案件について、御説明申し上げます。

まず、予算案件でございます。

議第110号は、一般会計の補正予算案でございます、

原油価格・物価高騰への対策として、価格転嫁が困難な事業者への支援のほか、本年8月の大雨により被害を受けた箇所の復旧等のため、31億7,018万9千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第111号から議第115号までは、特別会計および企業会計の補正予算案でございます、

原油価格・物価高騰の影響により電気料金の上昇等に対応するため、それぞれ増額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございます。

議第116号および議第117号は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年の段階的な引上げ等を行うため、議第116号は条例の制定を、議第117号

は条例の改正を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件です。

議第 118 号から議第 123 号までは、一般会計および各特別会計、ならびにモーターボート競走事業など、公営企業 5 会計の令和 3 年度決算について、認定を求めようとするもの、

議第 124 号は、契約の締結について、

議第 125 号および議第 126 号は、契約の変更について、

議第 127 号から議第 132 号までは、権利放棄について、

議第 133 号から議第 135 号までは、令和 4 年度において県が行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、

議第 136 号は、モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

最後に人事案件でございます。

議第 137 号は、公安委員会委員に高橋 啓子さんを任命することについて、同意を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。